

原議保存期間30年  
(平成46年12月31日まで)

警察庁内規発第8号、内交企発第20号  
平成16年2月16日  
警察庁交通局長

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長

道路交通法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う交通警察の運営について  
道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第22号。以下「改正政令」という。)は、平成16年2月16日に公布され、本年3月1日から施行されることとなった(別添1参照)。

改正規定の趣旨、内容及び事務処理上の留意事項は下記のとおりであるので、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、この通達において、「法」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)を、「令」とは改正政令による改正前の道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)をいうものとする。

## 記

### 1 趣旨

法第57条第1項及び令第22条第3号八の規定により、自動車(大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車並びに一定の普通自動車を除く。)の積載物の高さとその自動車の積載をする場所の高さを加えた高さ(以下「車高」という。)は3.8メートルを超えてはならないこととされている。

この車高の制限について、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「積載時の車高が3.8mを超える車両(コンテナや完成自動車を運搬する車高4.1mの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する」こととされた。

そこで、従来から、車高が約4.1mとなる9フィート6インチ背高海上コンテナを積載した自動車については、道路又は交通の状況により支障がないと認められる道路を通行する場合に、制限外積載許可(法第57条第3項の規定による警察署長の許可をいう。以下同じ。)の対象としていたことも踏まえ、車高の制限を3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める高さにすることができるとしたものである。

### 2 内容

令第22条第3号八を改正し、都道府県公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車の積載物の高さの制限を3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内において都道府県公安委員会が定める高さからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものに改めた。

### 3 留意事項

#### (1) 都道府県公安委員会規則の改正

車高が約4.1メートルとなる9フィート6インチ背高海上コンテナを積載した自動車について、従来、制限外積載許可を与えて通行を認めていた実態を踏まえて都道府県公安委員会規則を改正すること。

なお、この点に関して、改正政令の施行と併せて車両制限令の一部を改正する政令（平成16年政令第23号。別添2）が施行され、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両については、車高の制限を3.8メートルから4.1メートルに引き上げることとされているので、留意されたい。

#### (2) 法令遵守・安全確保に向けた取組みについての広報啓発の推進

改正政令の施行により、都道府県公安委員会規則が定められた場合には、車高が4.1メートルを超えない自動車については、制限外積載許可を受けることなく通行することが可能となる。これに伴い、(社)日本経済団体連合会、(社)全日本トラック協会、(社)日本自動車工業会及び(社)日本自動車車体工業会は、車高の制限についての法令遵守・安全確保に向けた取組みを強化することとしているところであり、各都道府県警察においても、関係業界等に対して、改正政令の周知を図るとともに、法令遵守・安全確保に向けた取組みの強化について重点的に広報啓発を推進すること。

明治三十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○道路交通法施行令の一部を改正する  
政令(二二)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令(政令第二二号)(警察庁)

- 1 公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定める自動車の積載物の高さの制限を三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとする。第二二条関係
- 2 この政令は、平成一六年三月一日から施行することとした。

## 政 令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年二月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

### 政令第二二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令  
内閣は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第二二条第三号ハを次のように改める。

- ハ 高さ 三・八メートル(大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大さを基準として内閣府令で定めるものにあつては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの

### 附 則

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎

新旧対照条文 (道路交通法施行令の一部を改正する政令)

道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>(自動車の乗車又は積載の制限)</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 高さ 三・八メートル(大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル、三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車で車体及び原動機の大きさを基準として内閣府令で定めるものにあつては二・五メートル、その他の自動車で公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めて定めるものにあつては三・八メートル以上四・一メートルを超えない範囲内において公安委員会が定める高さ)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの</p> <p>四 (略)</p>	<p>(自動車の乗車又は積載の制限)</p> <p>第二十二条 自動車の法第五十七条第一項の政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 高さ 三・八メートル(三輪の普通自動車並びにその他の普通自動車<del>で車体及び原動機</del>の大きさを基準として内閣府令で定めるもの<del>にあつては二・五メートル</del>、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び小型特殊自動車にあつては二メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じたもの</p> <p>四 (略)</p>

明治二十五年二月二十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

○車両制限令の一部を改正する政令  
(二三)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇車両制限令の一部を改正する政令(政令第二十三号)(国土交通省)

- 1 車両の高さの最高限度  
道路管理者が指定した道路を通行する車両の高さの最高限度を三・八メートルから四・一メートルに引き上げることとした。(第三条第一項関係)
- 2 通行方法の制限  
1の指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならないこととした。(第一〇条第一項関係)
- 3 この政令は、平成一六年三月一日から施行することとした。

## 政 令

車両制限令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十六年二月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二十三号

車両制限令の一部を改正する政令

内閣は、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十七条第一項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル

第十条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。

第十四条第二項中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

(道路法施行令の一部改正)

第二条 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百

七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「第十条」を「第十条第二項」に改める。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第三条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第三条第一項第二号イ」の下に「及び第三号」を加える。

国土交通大臣 石原 伸晃

内閣総理大臣 小泉純一郎

車両制限令の一部を改正する政令新旧対照条文

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高さ 道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認めて指定した道路を通行する車両にあつては四・一メートル、その他の道路を通行する車両にあつては三・八メートル</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条 第三条第一項第三号の規定による指定を受けた道路について、高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両に關し、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる路肩の通行の禁止その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する当該車両は、当該通行方法によらなければならない。</p> <p>2 第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。</p> <p>第十四条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（車両の幅等の最高限度）</p> <p>第三条 法第四十七条第一項の車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 高さ 三・八メートル</p> <p>四・五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>（通行方法の制限）</p> <p>第十条</p> <p>第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度が定められている道路について、道路管理者が当該道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる徐行その他の通行方法を定めるときは、当該道路を通行する車両は、当該通行方法によらなければならない。</p> <p>第十四条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、公益上緊要な用務のために通行する国土交通省令で定める車両で、道路の構造の保全のための必要な措置を講じて通行するものについては、第五条から第七条まで、第九条及び第十条の規定は、適用しない。</p>

改 正 後	現 行
<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。 一 二十一 略 二十二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条第二項の規定により通行方法を定めること。 二十三・二十四 略</p>	<p>（道路管理者の権限の代行） 第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。 一 二十一 略 二十二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第七条第二項の規定により車両の総重量、軸重又は輪荷重の限度を定め、及び同令第十条の規定により通行方法を定めること。 二十三・二十四 略</p>

改 正 後	現 行
<p>（車両制限令の規定の適用についての読替規定） 第八条 法第三十条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ及び第三号、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（車両制限令の規定の適用についての読替規定） 第八条 法第三十条第一項の規定による車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）の規定の適用については、同令第三条第一項第二号イ、第五条第一項及び第三項、第六条第一項、第七条並びに第十条から第十二条までの規定中「道路管理者」とあるのは「公団等」と読み替えるものとする。</p>